7　「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第２項第３号又は第３項第３号に規定する資本剰余金の金額（同法第２条第１号に規定する会社以外の法人にあっては、これらに準ずる金額）との合計額を記載すること。	［新設］
8～22　［略］	7～21　［同左］
23　「資本金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
24　「資本準備金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
25　「資本剰余金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
26～28　［略］	22～24　［同左］
第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	**第六号様式**（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙十　挿入］	［様式　別紙九　挿入］
第６号様式（その３）記載要領	第６号様式（その３）記載要領
［１～６　略］	［１～６　同左］
7　「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第２項第３号又は第３項第３号に規定する資本剰余金の金額（同法第２条第１号に規定する会社以外の法人にあっては、これらに準ずる金額）との合計額を記載すること。	［新設］
8～23　［略］	7～22　［同左］
24　「資本金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
25　「資本準備金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
26　「資本剰余金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
27～29　［略］	23～25　［同左］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	**第六号様式別表五の二**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十二　挿入］	［様式　別紙十一　挿入］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	**第六号様式別表五の二**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
［第６号様式別表５の２記載要領　略］	［第６号様式別表５の２記載要領　同左］